

教員養成共用設備等指定基準

令和6年3月15日制定

「宮城教育大学の教育研究機能の向上に向けた設備等の整備、維持管理、共用及び有効活用に係る取組の推進に関する規程」（令和6年1月19日制定、以下「設備規程」という。）第3条第2項及び第16条第1項に基づき、第3条第1項に掲げる教員養成共用設備及び第16条第1項に掲げる設備の指定基準を次のとおり定める。

1. 教員養成共用設備（設備規程第3条第1項）の指定基準

汎用性が高い又は教員養成に係る取組に供する設備等のうち、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 取得価額が原則として300万円以上であること。
- (2) 学内外において共用することにより本学の教育研究の遂行に支障が生じないこと。
- (3) 専ら職員が主体的に外部資金に応募して獲得した資金により整備された設備等については、当該職員から共用に支障が無いことの合意が得られること。
- (4) 取得財源の使用ルールにより共用できない設備等ではないこと。
- (5) 設備等の専門性や特殊性により共用が困難ではないこと。
- (6) その他共用が困難な事情がある設備等ではないこと。

2. 教員養成共用設備のうち、本学の教育研究活動の基盤構築に資するものとして学長が指定する設備等（設備規程第16条第1項）の指定基準

教員養成共用設備のうち、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 複数の分野領域の職員又は複数の専攻、コース等の学生が各教育研究活動等において使用しうるものであること。
- (2) 全学的な観点から学生の教員としての資質能力の育成向上のために必要不可欠と認められる設備等であること。
- (3) 使用者が特定の職員又は学生に限定される設備等ではないこと。

附 則 （令6規第38号制定）

この基準は、令和6年4月1日から施行する。